

京都市教育長告示第4号

京都市総合教育センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市総合教育センターの情報資料室及び教材開発室（カリキュラム開発支援センター）を臨時に休所します。

令和2年6月16日

京都市教育長 在田正秀

臨時に休所する日 令和2年7月4日（土）

（総合教育センター研修課）